お 知 ら せ

２０１４年　1月　１４日

新関西国際空港株式会社
代表取締役社長 安藤 圭一

今般、当社では関西国際空港島に設置する小型風力発電機（以下、「発電設備」という）の調達を予定しており、発電設備を納品していただく方を一般競争入札により決定することといたします。

つきましては、本件の競争に参加希望される方を下記の要領により募集しますのでお知らせします。なお、取引希望の申し出を提出された方であっても、今回の競争に参加希望される方は、本要領により応募していただく必要があります。

記

１．概　　要

（１） 件　　名：小型風力発電機（調達）
（２） 納品場所：関西国際空港
（３） 用　　途：関西国際空港における風速発電状況の把握、発電設備による騒音・低周波の影響ならびに航空機への視認や電波障害などを確認することを目的とする独立電源型の発電設備を購入するもの。
（４） 発注内容及び数量：別添仕様書のとおり（小型風力発電機１式）
（５） 納入期限：２０１４年3月２９日（別途発注の設置工事後の竣工検査を含む）

２．採用する発注手続きの名称

一般競争入札

３．応募の資格

競争に参加するためには、単体企業として次の全ての条件を満たすことが必要です。

（１）成年被後見人、被保佐人および破産者で復権を得ない者でないこと。
（２）当社から指名回避の措置を受けている期間中の者でないこと。
（３）当社に取引希望を出してない者で、国等機関から指名停止措置を受けている者については、応募前に当社に問い合わせをし、応募の可否を確認すること。
（４）入札参加者間に、入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人

的関係等（次の①～③）のある複数の者（以下、「複数の者」とする。）の同一入札への参加は認めないこととします。

①資本関係

・親会社と子会社の関係にある場合

・親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

・一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

・一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正が阻害されると認められる場合

・①又は②と同視しうる関係が認められる場合

（５）自社（自社、自社の役員、もしくは自社の親会社等を含む。共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。本条において以下同じ。）が次の各号の一に該当しないこと。

① 人である入札参加者及び法人である入札参加者の役員等が、暴力団員である場合又は暴力団員が入札参加者の経営に事実上参加していると認められるとき。

② 入札参加者及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

③ 入札参加者及びその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

④ 入札参加者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

⑤ 入札参加者及びその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他契約にあたり、その契約相手方の取引希望申し出者の資格の有無にかかわらず、第１号から第４号に規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

（６）過去に、小型風力発電機を納入し、かつ、現在において納入した小型風力発電機が運用している実績を有していること。

（７）日本海事協会が定める認証を取得している、または海外における認証を取得済みで、日本国内において１年以内に認証取得が予定されている小型風力発電機を納品できる者であること。

４．応募書類の提出期限

２０１４年1月２４日（金曜日）１６時迄（郵送による場合も左記期限に必着）

５．応募方法

（１）応募書類の提出ならびに本件発注に関する窓口

応募用紙は、この「お知らせ」電子ファイルと共に掲載しておりますので、そちらからダウンロードして下さい。

応募書類は、以下コンタクトポイントまで郵送もしくは持参にてご提出願います。（郵送される場合は、必ず事前にその旨ご連絡下さい。）

※応募書類を郵送でご提出される場合は、担当者のお名刺を２枚同封願います。

この「お知らせ」に関する問い合わせについては、以下コンタクトポイントまでお願いします。

（コンタクトポイント）

新関西国際空港株式会社調達部調達グループ

TEL　０７２－４５５－２１２９

FAX　０７２－４５５－２０４４

〒５４９－８５０１　大阪府泉佐野市泉州空港北１番地新関西国際空港会社ビル

（２）受付時間

２０１４年1月１４日（火曜日）から上記４．に示す日迄の、平日１０時～１２時及び１３時～１６時まで行います。

なお、土曜日及び日曜日はお取り扱いしておりません。

（３）応募手続きに用いる言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）

（４）関係法規

日本国内の関係法規・条例

（５）応募手続きに必要な書類（①～③、⑥は所定の応募書類）

当社は、提出された応募書類を本件調達に係る応募者の資格確認の目的以外には、応募者に無断で使用しません。

①　競争参加応募書（様式１）

②　応募者調査票（様式３－１～３－３）

③　経営規模等総括表（様式４）

④　小型風力発電機の納入実績や運用実績を証明するもの

⑤　最新２期分の決算報告書

⑥　秘密情報に関する誓約書（ＮＤＡ）

⑦　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者あるいは現に更正手続き

中の者、又　は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者あるいは現に再生手続き中の者については、それを示す文書の写し（例：裁判所からの文書等）

６．応募者に求められる義務

提出された応募書類の内容に関する当社の照会について説明すること。

７．契約約款の閲覧・入手方法

本工事に係る契約約款及び発注概要書は、この「お知らせ」電子ファイルと共に掲載しておりますので、そちらからダウンロードして下さい。

８．競争参加招請者の決定方法等

（１）競争参加招請者決定方法

３．応募の資格に記載された条件を全て満たした方を競争参加招請者とします。

（２）通知の時期及び方法

競争参加招請者と認められた方については、２０１４年１月下旬頃に当社から「競争参加招請者通知」及び「仕様書」等の送付により通知します。

なお、競争に招請されなかった方にも書面にて通知します。

９．契約相手方の決定方法等

（１）契約の相手方の決定方法

見積書提出日時・場所においては最低価格の見積書を提示した方（最低価格見積者）との間において、契約価格、見積内訳書、その他の契約条件について協議し、当社があらかじめ設定した契約制限価格範囲内で合意すれば、契約の相手方とします。

また、最低価格見積者の申込が次に掲げる場合の一に該当すると当社が判断した場合は、次に低額な見積書の提出者との間で同様の協議を行う場合があります。

① 見積金額によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合。

② 見積金額によっては、契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当と認められる場合。

（２）見積合わせ

２０１４年２月上旬頃を予定（当社の都合により変更する場合があります。）

以上

小型風力発電機（調達）

仕　　様　　書

２０１４年1月

新関西国際空港株式会社

コーポレートコミュニケーション部

目　　次

１．概要 …… 1

２．納入場所 …… 1

３．納期 …… 1

４．機器仕様 …… 1

５．適用法令 …… 2

６．検査 …… 3

７．提出書類 …… 3

８．その他 …… 3

１．概要

関西国際空港内の内部水面親水緑地公園内に小型風力発電機(以下、「発電設備」という)を設置し、関西空港における風速発電状況の把握、発電設備による騒音・低周波の影響ならびに航空機への視認や電波障害などを確認することを目的に、独立電源型の発電設備を購入するものである。

２．納入場所

新関西国際空港会社コーポレートコミュニケーション部が指定する場所

３．納　　期

契約締結日から２０１４年3月２９日。ただし、設置後の竣工検査を含むため、発電設備は設置工事までに納品することが求められる。

４．機器仕様

発電設備は日本海事協会が定める認証を取得しているもの、または海外における認証を取得済みで、日本国内において１年以内に認証取得が予定されているものとする。

（1） 小型風車本体　（ローター、発電機、カバーや各部品を固定するベースなど）

- 数　　量：１式
- 定格出力：５ｋｗ相当（風の強さと発電電力の出力曲線を提出すること。）
- ローター：プロペラ型（受風面積が２００㎡未満）
- 制御方法：強風等による過剰電力による故障が生じないようにするため、ローター回転数抑制やローター停止等の制御機能を有すること。

（2） タワー（支柱）

- 数　　量：１本
- 形　　状：設置したときの地上からローター上部までの高さが１２ｍ以上で１５ｍ未満となるもの。
- 構　　造：強風や振動によって、破損、倒壊をしない力学的強度を有するものとし、その強度計算書を提出すること。

（3） ケーブル

- 数　　量：１式
- 規　　格：小型風車から制御盤（整流器）とパワーコンディショナを接続するケーブルを設置すること。ケーブルは発電機器の発電特性（電流、電圧など）に適したものとすること。

（４） パワーコンディショナ、制御盤（整流器）

独立電源として発電する電力を適正かつ安定的に供給、変換するために必要な付属機器を附帯のうえ、発電設備の機能が発揮できるように結線しておくこと。なお、付属機器類は発電特性に適したものとする。

（５） データー収集機器類

実証試験としてデーターを蓄積するためのデーター収集機器、センサーボックス、風速計、その他必要機器を附帯すること。

（６） 基礎アンカーセット

発電設備を設置する予定場所の地盤強度を調査し、発電設備を設置するための基礎構造や形状等に関する工事図面ならびに設置工事のための特記事項に関する書類を提出すること。また、設置工事に必要とされる留め金具を納品すること。

- 支柱の指示方法
- 基礎工事
- 接地工事
- 試運転調整

５．適用法定等

(1) 「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」最新版
（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
(3) 電気用品安全法
(4) 電気設備技術基準・解釈「経済産業省」
(5) ＪＩＳ：日本工業規格
(6) ＪＥＣ：電気規格調査会標準規格
(7) ＪＥＭ：日本電機工業会標準規格
(8) ＪＣＳ：日本電線工業会規格
(9) 内線規程及び配電規程（ＪＥＡＣ）
(10) 日本小型風力発電協会規格
(11) 建築基準法、電波法、消防法、騒音規制法等の関係法令
(12) 新関西国際空港㈱が定める関西国際空港の運用に関する規程類
(13) その他小型風力発電機の製作及び設置等に関係する基準等

6．検査

（1）竣工検査

設置完了後に試験調整を実施し、発電設備の製作者が定める検査項目による検査を実施すること。

（2）実証試験データーの取り纏め

実証試験のデーターとして、運用開始後の風速、発電量、騒音や低周波の影響、飛行機への視認・電波障害などを定期的にモニタリングし、その結果と考察を定期的に報告すること。

7．提出書類

試験調整を終えて速やかに次の書類を提出すること。なお、提出書類は日本語とする。提出部数は保証証を除き３部とする。

- 取扱説明書：発電設備の製作者が作成する機器取扱いを記載したもの
- 竣工検査成績書：設置後の設備状況の確認を行い不具合がないことを記載したもの
- 運転・保守マニュアル：運転時の日常点検事項等が記載されているマニュアル類
- 保証証：メーカ発行の機器の保証及び成績を記載したもの

8．その他

本仕様書に記載がなき事項については、その都度、発注者と協議するものとする。

―以上―

競争見積実施要領書

新 関 西 国 際 空 港 株 式 会 社

競争見積実施要領書

（目的）

第１条　新関西国際空港株式会社（以下「当社」といいます。）が競争契約を行う場合の見積合わせその他の取扱いについては、見積を提出される方（以下「見積者」といいます。）に対し別途送付する「見積依頼書」、「競争参加招請通知」、「見積説明書」（以下「通知書」といいます。）により通知する事項のほか本書の定めるところによります。

（競争参加の申出）

第２条　競争に参加しようとする方は、公告その他の方法（以下「公告等」という。）において当社が指定した期日までに、当該公告等において指定した書類を添え、当社の契約担当者に対しその旨を申し出なければなりません。

（見積の条件）

第３条　見積者は、本書、通知書、仕様書、設計図面及び契約書案（以下「仕様書等」という。）を熟覧のうえ、見積合わせに参加しなければなりません。この場合において仕様書等について疑義があるときは、当社指定様式の質疑書を提出することにより、説明を求めることができます。質疑の回答内容は原則として、見積者全員に対し提示します。また、質問内容によっては回答できないことがあります。

２　見積者は、当社指定様式の見積書を作成のうえ、封かんして案件名及び自己の氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を表記し、通知書に記載する見積提出の日時までに当社の契約担当者に必着するよう、見積書を提出しなければなりません。

３　見積者は仕様書等に基づき、税抜見積を行わなければなりません。

４　見積者は見積書の提出と併せ、その見積の内訳を示した見積内訳書を提出しなければなりません。なお、様式の指定がある場合は、その様式に沿って見積内訳書を作成し、提出しなければなりません。

５　見積総額に対する不透明な値引き（出精値引き等）を行うことは認められません。値引きを行う場合は、単価に反映させた形で見積を行わなければなりません。ただし、端数調整程度の値引きは見積総額に対しても可能とします。

６　見積書は、郵送または持参のいずれかをもって提出することができます。
持参をする場合は、通知書に記載する見積提出の日時までに、当社の契約担当者まで提出しなければなりません。郵送の場合は、通知書に記載する見積書提出の日時の前営業日の１７時までに当社に到着するように提出しなければなりません。また、発送及び受け取りの記録が残る方法（書留、配達記録等）により送付しなければなりません。

７　見積者が共同企業体である場合、見積者は、封かんして件名及び当該共同企業体の商号並びにすべての構成員の氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を

表記し、前項の要領により見積書を提出しなければなりません。

８　見積者は、代理人により見積合わせに参加することができます。

９　前項の規定により代理人が見積をする場合においては、当社指定様式の委任状を提出しなければなりません。

10　見積者が共同企業体である場合の前項の委任状は、構成員毎に自社の代理人に対するものを必要とします。

11　見積者の都合の如何を問わず、見積者の責により一度提出された見積を差替、変更及び取消することは、その開札の前後を問わずできません。

12　印鑑証明書の提出は必要ありません。

（見積の辞退）

第４条　見積者は、見積を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出なければなりません。

(1) 見積合わせの執行前にあっては、辞退届を契約担当者まで持参、または郵送（見積提出の日時の前営業日の１７時までに到達するものに限る。）しなければなりません。

(2) 見積合わせ執行中にあっては、辞退届またはその旨を明記した見積書を、見積合わせを執行する社員に直接提出しなければなりません。

(3) 通知書に記載する見積書提出の日時までに当社の契約担当者に見積書の提出がない場合は、見積書の提出を辞退したものとみなします。この場合、当該見積者は後日辞退届を提出しなければなりません。

（公正な見積合わせの確保）

第５条　見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

２　見積者は、見積に当たっては、競争を制限する目的で他の見積者と見積価格または見積意志についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければなりません。

３　見積者は、落札者の決定前に、他の見積者に対して見積価格を意図的に開示してはなりません。

（不正見積の排除）

第６条　見積者が連合し、または不穏な行動をなす等の場合において、見積合わせを公正に執行することができないと認められるときは、当該見積者を見積合わせに参加させず、場合によっては見積合わせの執行を延期、若しくは取りやめることがあります。

（開札）

第７条　開札は、通知書において指定した日時及び場所において、見積者全員の見積書が提出された後に行います。当社入札室で開札を行う場合、見積者は開札に立ち会うことができます。その場合において、見積者のうち立ち会わない者があるときは、その者に対し後日開札結果を通知します。

（見積の無効）

第８条　次の各号の一に該当する見積は、無効となる場合があります。

(1) 見積等が所定の日時までに到達しないとき。

(2) 見積書に虚偽があるとき。

(3) 見積書に金額の記載がないとき、または金額が訂正してあるとき。

(4) 見積書に見積者の記名押印がないとき。

(5) 誤字、脱字等により、見積書の記載事項が不明確なとき。

(6) 見積書に記載した件名、品名及び数量等が見積の目的に示された要件と異なっているとき。

(7) 条件が付されているとき。

(8) 同一見積事項について、２通以上の見積書を提出したとき。

(9) 所定以外の方法で当社関係者に直接、間接を問わず質問し、指導を求めたとき。

(10) 見積者が他の見積者の代理人として、見積書を提出したとき。

(11) 電信により見積を行ったとき。

(12) 見積者が代理人であるときは、第３条第９項に定める委任状を差し出さないとき。

(13) 協議後に行う再度の見積において、同一の仕様でありながら前回の見積金額を上回る価格（売払の場合は下回る価格）で見積がなされたとき。

(14) 見積に参加する資格のない者によってなされた見積であるとき。

(15) 見積金額によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合。

(16) 見積金額によっては、契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当と認められる場合。

(17) 前各号に掲げるときのほか、当社の指示に違反し、または見積に関する必要な条件を具備していないとき。

（見積の有効）

第９条　見積の総額をもって落札者を決定するときは、その内訳金額に誤りがあっても、その見積は有効とみなします。単価をもって落札者を決定する見積の場合においては、その総額に誤りがあったときも同様とします。この場合において、内訳金額または総額の補正を求められたときは、第３条第１１項の規定にかかわらずただちにこれを補正しなければなりません。

（契約の条件）

第 10 条　契約の条件は、仕様書等によります。

（秘密情報の保持）

第 11 条　当社が見積者へ貸与するすべての資料は、秘密情報に該当します。見積者はこれら貸与する資料から知り得る情報を、当社の定めるところにより厳重に管理しなければなりません。

２　契約書案、仕様書及び設計図面は、見積のために当社が見積者へ貸与するもので

あり、見積提出後、速やかに見積者の責任において破棄しなければなりません。

（一般競争における価格交渉の相手方の決定）

第 12 条　一般競争にて競争契約を行う場合は、見積合わせにおいて、当社に最も有利な価格をもって見積された方を価格交渉の相手方（１者）とします。

２　前項の場合において、価格交渉の相手方となるべき同等の見積を提示した方が２人以上あったときは、当該見積を提示した方々で再度見積合わせを行います。

３　当社入札室にて開札を行い、価格交渉の相手方を決定したときは、開札に立ち会われた見積者全員にその氏名（法人にあっては、その名称）及び金額を口頭で通知します。開札に立ち会わなかった方に対しては、後日開札結果を通知します。

（公募型複数者指名競争における価格交渉の相手方の決定）

第 13 条　公募型複数者指名競争にて競争契約を行う場合は、前条の規定に関わらず、第１回目見積合わせにおいて当社に有利な価格をもって見積された上位３者までを価格交渉の相手方として選定します。

２　前項の場合において、価格交渉の相手方となるべき同等の見積を提示した方が２人以上あったときは、３者以上の価格交渉の相手方を選定する場合があります。

３　第１項の第１回目見積合わせにおいて、見積者は開札に立ち会うことはできません。

４　価格交渉の相手方（上位３者まで）を決定したときは、見積者に対し、価格交渉の相手方に選定されたか否かを通知します。なお、価格交渉の相手方として選定されなかった方に対してもその旨を通知します。

（一般競争における契約の相手方の決定）

第 14 条　第 12 条１項の見積合わせにより選定された価格交渉の相手方（１者）と契約価格、見積内訳書その他契約条件について協議し、あらかじめ当社の定めた契約制限価格の範囲内の価格で合意すれば、契約の相手方とします。

（公募型複数者指名競争における契約の相手方の決定）

第 15 条　第 13 条１項の見積合わせにより選定された価格交渉の相手方（上位３者まで）と契約価格、見積内訳書、その他契約条件について協議後、価格交渉の相手方に別途通知する指定した日時及び場所において、第２回目見積合わせを行います。その際の見積提出の方法は第３条によります。

２　第２回目見積合わせにおいて、あらかじめ当社の定めた契約制限価格の範囲内の価格であって、当社に最も有利な見積書を提示した方を契約の相手方に決定します。

３　契約の相手方を決定したときは、開札に立ち会われた方全員にその氏名（法人にあっては、その名称）及び金額を口頭で通知します。開札に立ち会わなかった方に対しては、後日開札結果を通知します。

４　第１回目見積合わせにおいて価格交渉の相手方に選定された方は、特段の事情がない限り、第２回目見積合わせに参加しなければなりません。

５　第１回目見積合わせにて価格交渉の相手方に選定されなかった方は、第２回目見積合わせへの参加およびその開札に立ち会うことができません。また、当社より開

札結果の通知も行いません。

（再度の見積）

第 16 条　第 15 条１項の見積合わせにおいて、契約の相手方となるべき者がないときは、ただちに再度の見積合わせを行います。ただし、開札に立ち会わない者または郵便等による見積があった場合には、当社が別に指定する日時にこれを行います。

２　前項の場合において、第６条に規定する不正見積者若しくは第８条の規定により見積を無効とされた方、または当初の見積合わせに参加されなかった方は、再度の見積合わせに参加できません。

（契約書等の提出）

第 17 条　契約書を作成する場合においては､契約の相手方は当社所定の契約書に記名押印し、遅滞なく提出しなければなりません。

２　契約の相手方が共同企業体である場合の前項の記名押印は、当該共同企業体の商号を付し、すべての構成員の連名によります。

３　契約の相手方が正当な理由なしに相当な期間を経過しても前項に規定する契約書を提出しないときは、当社の判断により、その契約書を無効とすることができます。

４　契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方は決定後遅滞なく請書その他これに準ずる書面を提出しなければなりません。ただし、契約責任者がその必要がないと認めて指示したときは、提出の必要はありません。

（代金支払い）

第 18 条　契約代金の支払は、当社が受領した請求書（指定様式）に指定された銀行口座に現金振込することにより支払います。支払時期については、通知書に記載された支払条件によります。

（使用言語及び通貨等）

第 19 条　見積及び契約に使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、時間は日本時間とします。

（見積に要する費用）

第 20 条　見積に要する費用は、すべて見積者が負担することとします。

（その他の方式）

第 21 条　本要領書に定めのない随意契約方式、指名競争方式、総合評価方式、総合価格評価方式、プロポーザル方式等に係る見積実施要領ついては、案件毎に配布する通知書、その他書類によります。

（異議の申立）

第 22 条　見積者は、見積後において、本書に掲げた事項及び仕様書等の不知または不明を理由として、異議の申し立てをすることはできません。

以上

小型風力発電機（調達）
に係る競争参加応募用紙

新関西国際空港株式会社

交付書類一覧

・応募の手引き

・「お知らせ」（１月１４日付広告）

・応募書類一式

①競争参加応募書【様式１】
②応募者調査表【様式３－１～３－３】
③経営規模等総括表【様式４】
④秘密情報に関する誓約書（ＮＤＡ）

(注) 交付資料がそろっていることを確認して下さい。

（小型風力発電機（調達））

応 募 の 手 引 き

新関西国際空港株式会社

件 名　小型風力発電機（調達）

１．応募資格等
応募資格及びその他の条件については、「お知らせ」（１月１４日付広告）のとおりです。

２．応募書類の提出期限
２０１４年（平成２６年）**1月　２４日（金）　午後４時まで**(郵送による場合も同じ)

３．応募の方法
交付した応募書類を作成のうえ、必要書類を添えて下記窓口に提出することにより応募して下さい。
なお、応募書類を郵送される場合は、下記窓口宛に送付して下さい。

（受付窓口）　新関西国際空港株式会社　調達部調達グループ
〒549-8501　大阪府泉佐野市泉州空港北１番地
TEL　072-455-2127

４．応募書類の記載要領等

(1) 応募手続に用いる言語は**日本語**、通貨は**日本国通貨**です。なお、金額を表示する箇所について、当該金額が外国通貨建の場合は、日本国通貨への換算の要不要について、上記窓口に御相談下さい。

(2) 応募書類の作成に当たっては、記載例を参考に、誤りのないよう記入して下さい。

(3) 応募書類は、背表紙に工事名・応募者の名称を明記した**A4 の紙ファイル（市販・黄色）**に綴じ込み、**正１部**提出して下さい。

(4) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、見積招請の対象といたしませんので、ご承知おき願います。

（応募書類）
① 競争参加応募書（様式１）
② 応募者調査票（様式３－１～３－３）
③ 経営規模等総括表（様式４）
④ 小型風力発電機の納入実績や運用実績を証明するもの
⑤ 最新２期分の決算報告書
⑥ 秘密情報に関する誓約書（ＮＤＡ）
⑦ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者あるいは現に更正手続き中の者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者あるいは現に再生手続き中の者については、それを示す文書の写し（例：裁判所からの文書等）

５．応募書類の取扱い
提出されました応募書類（添付書類を含む）は、返却しませんので、ご承知おき願います。

様式１

受付番号	

競 争 参 加 応 募 書

貴社で行われる「　　」に係り、競争見積実施要領を承諾の上、関係書類を添えて、応募します。

なお、この応募書及び添付書類については事実と相違ないことを誓約します。

平成　　年　　月　　日

新関西国際空港株式会社
代表取締役社長　　安藤　圭一　殿

住　　所：

名　　称：

代 表 者：

印

様式１(記載例)

受付番号	

競 争 参 加 応 募 書

貴社で行われる　＊＊＊＊＊＊＊　(＊案件名を記入する) に係り、競争見積実施要領を承諾の上、関係書類を添えて、応募します。

なお、この応募書及び添付書類については事実と相違ないことを誓約します。

平成＊＊年＊＊月＊＊日

新関西国際空港株式会社
代表取締役社長　　安藤　圭一　殿

住　　所：　＊応募者の所在地を記入する

名　　称：　＊応募者の名称を記入する

代 表 者：　＊代表者名を記入する　印

(注) 必ず本社名で応募願います。
支社へ委任した形式での応募は一切認めておりません。

様式 3-1 応募者調査表(1)

会 社 の 概 要

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（平成　　年　　月　　日現在）

社　　長　　名 担当部門・担当者名 連 絡 電 話 番 号	創 業 年 月 資　本　金 従　業　員	本社・支店・営業所等所在地
社長名 担当部門・担当者名 連絡電話番号・メールアドレス	創　業 年　月　日 資本金 百万円 従業員 役　員　名 社　員　名 臨時社員　名 計　名	本　社

(記載要領)

１．支店・営業所等は、原則として、大阪府内に所在するものを記入して下さい。

２．従業員の臨時社員は、１ヶ月未満の臨時社員を除いて下さい。

様式 3-2 応募者調査表(2)

株 式 の 状 況

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（平成　　年　　月　　日現在）

順位	主要株主名	株主国籍	持株数（b）	持株比率（b）／(a)×100(%)	応募者への役職員派遣数
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
合　計					

発行済株式数（a）	

(記載要領)

比率計算は計算結果の小数点第２位を四捨五入し、小数点第１位まで記入して下さい。

様式 3-3 応募者調査表(3)

主な関連会社一覧表

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（平成　　年　　月　　日現在）

	関連会社名	資本金 (百万円)	出資比率（%）	役員数（人）	年間売上高 (百万円)	事業内容
1				(　　)		
2				(　　)		
3				(　　)		
4				(　　)		
5				(　　)		
6				(　　)		
7				(　　)		
8				(　　)		
9				(　　)		
10				(　　)		

(記載要領)

１．原則として、出資比率２５%以上の主なものを記入して下さい。ただし、本契約業務に関連する会社は、出資比率に関係なく記入して下さい。

２．(　　）は貴社出身の役員数を再掲して下さい。

様式 4

経営規模等総括表

商号又は名称	
本社所在地	

売上高

内 訳	直前第2年度分決算より 年　月から 年　月まで	直前第1年度分決算より 年　月より 年　月まで	年間平均売上高
合 計			

経営状況

自己資本額

区 分	直前決算時	剰余(欠損)金処分	計	決算後増減額	合 計
払込資本金	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
その他					
合 計					

常勤職員の数	技術関係職員	事務関係職員	役員数	総役職員数
	人	人	人	人

流動比率	流動資産(　　)百万円 流動負債(　　)百万円	× 100 ＝	%
総資本経常利益率	経常利益(　　)百万円 総資本額(　　)百万円	× 100 ＝	%
固定比率	固定資産額(　　)百万円 自己資本額(　　)百万円	× 100 ＝	%

営業年数	創 業	休業又は転(廃)業の期間	現組織への変更	営業年数
	年　月　日	年　月　日から　年　月　日まで	年　月　日	年

記事

(記入要領)

1. 本表は、最新の決算(直前第1年度分決算)に基づいて記入して下さい。但し「売上高」(直前第2年度分決算)欄は除きます。
2. 「売上高」の欄は、総売上高について記入して下さい。
3. 比率計算は、計算結果の小数第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記入して下さい。
4. 営業年数は、創業から現在までの年数を記入して下さい。(ただし、休業等があればその年数を差し引くこと。)

契約番号第　　号

業 務 委 託 契 約 書

１．委託業務の名称　　小型風力発電機（調達）

２．委託業務の場所　　仕様書のとおり

３．履 行 期 間　　自 平成　年　月　日　至 平成　年　月　日

４．委 託 金 額　　金　　円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円

上記の業務について、委託者新関西国際空港株式会社（以下「発注者」という。）と受託者（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、以下の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成　年　月　日

発注者
住　所 大阪府泉佐野市泉州空港北一番地
新 関 西 国 際 空 港 株 式 会 社
氏　名 代表取締役社長　安 藤　圭 一

受注者
住　所
氏　名

第１条（総則）

１　受注者は、本契約書の各条項並びに別冊の図面（受注者が作成する頭書の契約物件（以下「契約物品」という。）の製作及びその据付に係る設計図等を含む。）及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。）に基づき、契約物品を製作、納入後、これらの図面及び仕様書に定める性能を発揮することを証明し、教育・指導を完了したうえで、頭書の納入期限までに発注者に引渡し、発注者は、その検査を行ったのち引渡しを受け、頭書の契約金額を受注者に支払うものとする。

２　本契約書に定める契約金額には、本契約書又は仕様書に別段の定めのない限り、この契約物品に関する設計費、製作費、調達費、梱包費、運送・保管費、保険料、関税租税、輸入手数料等の各種手数料、検査費、予備品及び消耗品費、管理費、教育・指導費、技術資料費、記録費及び本契約の履行に係るその他の費用を含むものとする。

３　第１項に定める仕様書に本契約書の各条項と異なる定めがある場合、仕様書の各記述相互に異なる定めがある場合又は仕様書の解釈に疑義のある場合は、そのいずれによるかを発注者が指示し、受注者はその指示に従わなければならない。

４　受注者は、日本における関係法令に適合し、かつ、その使用が日本における関係法令に適合する契約物品を納入しなければならない。

５　受注者は、この契約の履行に当たって暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）から妨害又は不当な要求を受けた場合は、警察署への届出及び発注者への報告をしなければならない。また、受注者の下請負人が暴力団員から妨害又は不当な要求を受けた場合は、届出等を当該下請負人に指導しなければならない。

第２条（関連工事との調整）

発注者は、受注者による契約物品の納入と発注者の発注する第三者の他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整及び指示に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

第３条（契約代金内訳書）

１　発注者の要請があれば、受注者はこの契約締結後すみやかに仕様書に基づいて、契約代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。

ただし、仕様書において発注者の承諾を受けるべきものと発注者が指定した場合においては、受注者は、当該承諾を受けなければならない。
２　内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

第４条（設計図等）
１　受注者は、工程表、本契約物品の製作及びその据付に係る設計図等を発注者に提出し、その承諾を受けなければならない（以下発注者の承諾を受けたものを「設計図等」という。）。受注者は、発注者が不承諾とした場合は、直ちに受注者の費用で発注者の要求に合致するよう修正し、承諾を受けるため、再提出する。なお、工程表は、本契約締結後すみやかに発注者に提出しなければならない。
２　設計図等は仕様書の規定の範囲内で作成されなければならず、又、設計図等で仕様書の規格を変更することはできない。
３　第１項の工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

第５条（指示及び承諾）
本契約書に基づく発注者の指示及び承諾は、受注者の本契約に基づく責任及び義務を軽減又は免除するものではない。

第６条（契約上の権利義務の譲渡）
受注者は、発注者受注者間に権限ある代表者の記名・押印又は署名がある文書による合意がない限り、本契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

第７条（一括委任又は主体的部分下請負の禁止）
受注者は、第三者に本契約の全部又は大部分を一括して委任し又は主体的部分を請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、仕様書の定めるところにより発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。この場合において、受注者は、下請による一切の行為について自ら又は連帯して責任を負わなければならない。
２ 受注者は、発注者による指名回避の措置を受けている者及び第３７条の２第１項各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
３　受注者が第３７条の２第１項各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

４　前項の規定によりこの契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

第８条（産業財産権等）

１　受注者は、契約物品の設計、製作、据付又は契約物品の使用について、第三者の保有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の工業所有権、著作権若しくはその他の権利又はそれらの権利に基づく実施権等の権利（以下「工業所有権等」という。）を侵害しないことを保証する。侵害のおそれある場合には、受注者の責任と費用で工業所有権等を侵害することのないよう必要な措置を講じなければならない。又、受注者は、工業所有権等の侵害に起因し又は関連する異議請求、訴訟、保全処分、損害賠償及びその他の事項について、その解決に関し一切の責任と費用を負担しなければならない。さらに、受注者は、工業所有権等の侵害に起因し又は関連して発注者が被った損害につき発注者に補償する。

２　受注者は、この契約に伴い、新たな特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の工業所有権若しくはその他の権利の対象となる技術情報、ノウハウ（以下「産業財産権」という。）を生出した場合には、直ちにその旨を発注者に書面をもって通知し、発注者と受注者とが協議の上、所要の措置を講ずる。

３　産業財産権の基礎となる発明、考案、意匠が受注者のみによって完成されたものであるときは、産業財産権は、受注者の単独所有とし、原則として、受注者は発注者に対して当該産業財産権を無償で 使用することを許諾する。

４　産業財産権の基礎となる発明、考案、意匠が発注者と受注者双方によって完成されたものであるときは、当該産業財産権は、発注者と受注者の共有とする。

５　受注者の単独所有の産業財産権の出願手続きは、受注者が単独で行い、費用の全部を負担する。

６　発注者と受注者の共有とする産業財産権の出願手続は、発注者と受注者とが協議のうえ決定し、費用は、発注者と受注者とが協議のうえ負担する。

第９条（調査、報告）

１　発注者は、受注者に対し、契約物品の製作の実態を確認するために必要な範囲で、無償で、関係資料及び情報の提供を求め、又、契約物品の製作工場等においてその実態を調査することができる。ただし、調査の範囲については、発注者と受注者とが事前に協議して決定する。

２　受注者は、発注者が必要と認める場合は、前項に定める調査のために第三者をして協力させるべく、最大限の努力をしなければならない。
３　受注者は、発注者に対し、契約物品の設計、製作、納入の進捗状況について報告しなければならない。

第１０条（係員）
１　発注者は、係員を定め、書面をもってその氏名及び所属を受注者に通知しなければならない。係員を変更したときも同様とする。
２　係員は、本契約書の他の条項に定めるもの及び本契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて係員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。
一　この契約の履行についての受注者又は受注者の業務責任者に対する指示及び承諾等並びに協議。
二　仕様書に基づく契約物品の設計、製作、納入のため受注者が作成した詳細図等の承諾。
三　仕様書に基づく工程の管理及び立会並びに契約物品の製作、納入及び教育・指導の状況の確認並びに監督。
四　関連する２以上の工程等の調整。
３　発注者は、係員に本契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときは、当該委任した権限の内容を書面をもって受注者に通知しなければならない。
４　発注者は、２名以上の係員を置き第２項の権限を分担させたときは、それぞれの係員の有する権限の内容を書面をもって受注者に通知しなければならない。
５　係員の指示及び承諾は、緊急の場合を除き、書面をもってこれを行わなければならない。なお、緊急の場合に行われた口頭による指示及び承諾は、係員により書面で確認されるものとする。

第１１条（業務責任者及び主任技術者等）
１　受注者は、業務責任者及び技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、書面をもってその氏名を発注者に通知しなければならない。業務責任者又は主任技術者を変更したときも同様とする。
２　業務責任者は、本契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、本契約書に基づく受注者の一切の権限（契約金額の変更、契約金額の請求及び受領並びに本契約の解

除に係るものを除く。)を行使することができる。
３　受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面をもって発注者に通知しなければならない。
４　業務責任者及び主任技術者は、これを兼ねることができる。
５　発注者又は係員は、業務責任者又は主任技術者で契約物品の製作の管理若しくは納入管理につき著しく不適当と認められる者があるときは、受注者に対してその理由を明示した書面をもって必要な措置をとるべきことを求めることができる。

第１２条（契約の履行内容の変更、一時中止等）
１　発注者は、発注者が必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知し、本契約の履行内容を変更し又は本契約の全部若しくは一部の履行を一時中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限、その他主たる契約条件を変更する必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して書面をもってこれを定める。
２　発注者は、前項の場合において受注者が増加費用を必要とし又は受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し又はその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

第１３条（受注者の請求による納入期限の延長）
１　受注者は、暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、破壊行為その他の自然的又は人為的な事象（仕様書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)であって、発注者と受注者双方の責めに帰すべからざるもの（以下「天災その他の不可抗力」という。)又はその他正当な理由により納入期限内に契約物品の納入が完了できないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって納入期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面をもって定めなければならない。
２　経済事情の変動、原材料又は輸送手段の調達困難等、受注者の責めに帰すべき事由でなくても代替手段があるものは、前項に定める不可抗力とは見做さない。

第１４条（発注者の請求による納入期限の短縮等）
１　発注者は、特別の理由により納入期限を短縮する必要があるときは、受注者に対して書面をもって納入期限の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、

発注者と受注者とが協議して書面をもって定めなければならない。
２　発注者は、納入期限を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受注者と協議のうえ通常必要とされる納入期限の延長を行わないことができる。
３　前２項の場合において、必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して契約金額を変更しなければならない。

第１５条（中間検査）
発注者は、必要があると認めるときは、納入期限前に契約物品の出来形部分について検査を行うことができる。

第１６条（完成検査）
１　受注者は、契約物品を頭書記載の納入場所に納入し、完成検査の準備を完了したときは、書面をもって発注者にこれを通知し、発注者が指定する者による契約物品の完成検査を受けなければならない。
２　発注者は、前項の通知を受けた日から１５日以内に受注者の立会いを求めて、納入された契約物品の完成検査を仕様書の定めるところに従って開始しなければならない。この場合において、発注者は、当該完成検査の結果を書面をもって受注者に通知しなければならない。
３　受注者は、正当な理由なく契約物品の完成検査に立会わないときは、その検査の結果について異議を申し立てることができない。

第１７条（修補義務等）
１　発注者は、第９条、第１５条又は第１６条に定める調査又は検査の結果、仕様書又は設計図等に合致しない部分がある場合は、期限を定めてその不備の修補又は代品による補完を指示することができる。
２　受注者は、前項の規定により修補又は代品による補完を指示されたときは、受注者の費用負担において、当該修補又は代品による補完を行い、発注者の再検査を受けなければならない。この場合、第１６条の規定を準用する。

第１８条（減額引取）
発注者は、第１６条（前条で準用する場合を含む。）に規定する検査の結果、仕様書に定める機能・性能を得られなかった場合において、発注者が本契約の目的を達するうえ

で支障がないと認めるときは、契約金額を減額して当該契約物品の引渡しを受けることができる。この場合、減額する額は、発注者が定める。

第１９条（所有権の移転）

１　第１６条に規定する検査に合格したとき又は発注者が前条の規定により引渡しを受けることを認めたときは、発注者は、頭書の納入場所において契約物品の引渡しを受ける。

２　前項による引渡しを受けたときに、契約物品及びこれとともに提出される説明書、構造・パーツ説明書、運用・保守マニュアル等の一切の図書の所有権は、受注者から発注者に移転する。

３　発注者は、契約物品に含まれ又は関連する工業所有権等を使用し、複製し、かつ、これに変更を加える権利を有する。受注者は、発注者がこの権利を無償で取得できるよう適切な措置を講じなければならない。

第２０条（契約金額の支払）

１　受注者は、前条第１項の規定による契約物品の引渡し完了後、書面を持って契約金額の支払を請求できる。ただし、上記の契約金額の請求金額は、受領済みの前払金額を控除した額とする。

２　発注者は、前項の支払請求があったときは、その請求書の受領日の属する月の翌月の末日までに契約金額を支払わなければならない。

第２１条（支払方法）

発注者は、契約金額の支払については、円貨により日本国内にある受注者の指定する銀行口座に振り込むものとする。ただし、発注者及び受注者が合意する場合は、その他の方法により行うことができる。

第２２条（保証契約の変更）

１　受注者は、第２２条第４項の規定により受領済みの前払金に追加して前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ保証契約を変更し、又、納入期限を延長した場合は、直ちに変更後の保証事業会社の前払金保証証書を発注者に提出しなければならない。

２　前項に定める場合のほか、第２２条第５項の規定により契約金額を減額した場合又は納入期限を短縮した場合において、保証契約を変更したときは、受注者は、変更後の

保証事業会社の前払金保証証書を発注者に提出しなければならない。

第２３条（前払金の使用等）

受注者は、前払金を契約物品の設計、製作、納入の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（本契約の履行おいて償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

第２４条（支払遅延利息）

１　発注者の責めに帰する理由により、第２０条第２項、第２２条第３項の規定による支払が遅延した場合は、受注者は発注者に対し、未受領金額につき、遅延日数に応じ年１８．２５パーセントの割合で計算した遅延利息の支払を請求することができる。

２　発注者又は受注者が本契約書に基づく賠償金、損害金又は違約金をその相手方の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に指定する期間を経過した日から支払の日まで年１８．２５パーセントの割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。

第２５条（臨機の措置）

１　受注者は、災害防止のため臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ係員の意見を聞かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく書面をもって係員に通知しなければならない。

３　係員は、災害防止その他特に必要があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。この場合、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。

第２６条（一般的損害）

１　引渡し前に生じた契約物品に関する一切の損害は、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰す場合はこの限りでない。この場合において、火災保険その他損害を填補するものがあるときは、発注者と受注者とが協議して発注者の負担額を定める。

２　受注者は、本契約に基づく義務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、そ

の賠償の責めを負う。ただし、発注者の責めに帰す場合はこの限りでない。この場合において、賠償保険その他損害を填補するものがあるときは、発注者と受注者とが協議して発注者の負担額を定める。

３　受注者は、引渡し前に契約物品に関して発生した損害又は本契約に基づく義務の履行に際し第三者に発生した損害については、その原因が受注者自身の故意又は過失、第三者の加害行為、天災その他不可抗力等理由の如何を問わず、損害の発生時期・発生場所の如何を問わず一切の損害についてただちに発注者に通知しなければならない。

４　本契約締結後、内外法令の制定又は改廃、戦争等の非常事態に要する費用の発生による第１条第２項に定める費用の増加はすべて受注者の負担とする。

第２７条（人員の派遣）

１　発注者は、発注者が必要と認める場合は、受注者に対して本契約の履行のために必要とされる人員の派遣を請求することができる。

２　前項に定める人員の派遣は、受注者の義務であり、そのための費用は受注者の負担とする。

第２８条（教育・指導）

１　受注者は、仕様書に従って又は発注者が要求した場合、契約物品の操作方法、利用法、運用、点検及び修理について、発注者の教育・指導計画の作成及び教育・指導の実施にあたり発注者の指定する日時と場所において、受注者の費用負担で、教官の派遣、実習用機器その他の実習用品の提供、実習用教材、説明書等の資料及び情報の提供並びに発注者が必要とするその他の援助を行わなければならない。

２　前項に定める教育・指導の詳細は、発注者と受注者とが協議してこれを定める。

第２９条（技術情報提供）

１　契約物品に関する点検、修理、操作及び機能・性能の改良等に必要な資料及び情報を発注者が要求した場合、受注者は、発注者に対し、これを無償で提供しなければならない。

２　契約物品と連動し又は直接・間接の関係を有する物品で第三者の製作に係るものがある場合においてこれらの物品に起因する故障等を解決するため、発注者が受注者に対して当該物品に関する資料及び情報を要請した場合は、受注者は、発注者に対し、これを無償で提供しなければならない。

第３０条（瑕疵担保）

１　契約物品に契約物品の隠れた瑕疵によるき損又は変質もしくは性能の低下が生じた場合、契約物品の引渡し後、仕様書に定められた性能を満たさないことが判明した場合、契約物品を構成する部品に材料上あるいは製造上の不都合が発生した場合は、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

２　前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は第１９条第１項の規定による引渡しを受けた日から１年以内に、これを行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求をすることのできる期間は１０年とする。

３　第１項の規定により受注者が瑕疵の修補を行った部分については、第１項の規定による発注者の請求権は、修補が完了した日から更に１年間延長するものとする。

４　第１項の規定による発注者の請求にもかかわらず、受注者が修補を行わない場合には、発注者は、受注者の費用をもって発注者の指定する者に修補を行わしめることができる。

第３１条（点検及び修理等）

１　受注者は、引渡し後において、発注者の要請があった場合、現地又は発注者の指定するその他の場所において発注者が別に指示するところにより速やかに契約物品の点検又は修理を行わなければならない。

２　前項に定める修理が緊急に行われる必要があるときは、発注者は受注者に対し、緊急修理の要請をすることができる。この場合、受注者は、これを承諾しなければならず、文書による合意を待たず、できるだけ速やかに修理を行わなければならない。

３　前２項の規定は、受注者に点検及び修理の独占的権利を賦与したものではない。

４　第１項に定める受注者による修理が、合理的な理由により実施できないと発注者が認める場合は、受注者は、無償で、発注者に対し発注者が修理を行うのに必要とする十分な資料及び情報を提供しなければならない。

５　受注者は、本契約書で定める場合のほか、発注者の要請があった場合、別途発注者受注者間で契約物品に関する点検、修理その他の措置を行う保守契約を締結する。

第３２条（部品供給）

受注者は、前２条に定める場合のほか、発注者の要請があった場合、点検、取替、修理、その他保守等のための部品を速やかに提供しなければならない。なお、目的物の瑕疵および受注者の責めに帰すべき事由を原因とする場合を除き、有償での提供とする。

第３３条（情報守秘）

１　発注者が本契約の履行のために受注者に提供する仕様書、設計図等、技術情報、ノウハウ等及び営業上の秘密情報（以下「情報等」という。)について、情報等の提供を受けた受注者は、本契約期間中及び本契約終了後も秘密保持の義務を負う。

２　提供された情報等のうち情報等の提供を受けた当事者があらかじめ保有していた情報、前項の契約違反によらずに公知となった情報又は第三者から適法に入手した情報であることが立証された場合は、前項の規定は適用されない。

３　発注者が情報等について、別途文書に基づき、受注者に対し第三者への開示を認めた場合は、第１項の規定にかかわらずその文書による合意の定めるところに従わなければならない。

４　受注者は、提供を受けた情報等を発注者より指示ある場合は、速やかに返還しなければならない。

第３４条（履行遅延の場合における損害金等）

受注者の責めに帰する理由により本契約の納入期限を遅延したときは、受注者は、発注者に対し、契約金額につき、遅延日数に応じ年１８．２５パーセントの割合で計算した額を損害金として支払わなければならない。

第３５条（発注者の解除権）

１　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一　正当な理由によらないで本契約に基づく義務の全部若しくは一部を履行しないとき又は履行の見込みがないと発注者が判断するとき。

二　契約物品の調査、中間検査又は完成検査の際に不当な行為があったとき。

三　契約物品の中間検査、完成検査又は第１７条に基づく再検査の結果不合格となったとき。

四　差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は民事再生、会社更生、破産若しくは競売等の申し立てを受け、又は自ら民事再生、会社更生

若しくは破産の申し立てをしたとき。
五　行政庁により営業停止又は営業免許若しくは登録の取消処分を受けたとき。
六　振出、保証、引受又は裏書した手形、小切手が不渡、支払停止となったとき、あるいはその他財産状態が悪化したと発注者が判断するとき。
七　解散したとき。
八　第７条第３項の規定により発注者からこの契約の解除を求められた場合において、受注者がこれに従わなかったとき。
九　前各号に定める場合のほか、この契約上の義務に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと発注者が判断するとき。
２　前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者は、発注者に対し違約金として契約金額のうち解除された部分に相当する金額の１０分の１の金額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第３５条の２　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、発注者は受注者が受けた損害についてはその責めを負わないものとする。
一　役員等（受注者が個人である場合はその者を、受注者が法人である場合はその法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
二　暴力団関係者が顧問に就任するなど事実上、経営に参加していると認められるとき。
三　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。
四 役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
五 役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
六 下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第一号から第五号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
２　前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者は、発注者に対し違約金として契約金額のうち解除された部分に相当する金額の１０分の１の金

額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第３６条（納入前の解除権）

１　発注者は、契約物品の納入が完了しない間は、第３７条第１項及び第３７条の２第１項各号に規定する場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　前項の規定により本契約を解除した場合において、発注者が受注者に損害を及ぼしたときは、受注者は発注者に対してその損害賠償を求めることができる。この場合における賠償額は、発注者受注者協議して定める。

第３６条の２（誓約違反に対する措置）

１　受注者（共同企業体にあっては、その構成員）は、この契約に関し、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の３又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条若しくは第８条第１項第１号に違反する行為（以下この条において「違反行為」という。）を行わないことを誓約した。

２　前項の誓約にかかわらず、受注者がこの契約に関し違反行為を行ったと認められるとき（次に掲げる場合のいずれかに該当するときをいう。以下同じ。）は、受注者は発注者の請求に基づき、違約金（損害賠償額の予定）として、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１５％に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が独占禁止法第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 51 条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。以下「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に見積書の提出が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し違反行為があったとして、受注者又は受注者の代表者、役員、代理人若しくは使用人その他の従業員が刑に処せられたとき。

３　発注者は、前項に規定する違約金の支払請求に代え、当該違約金の額を契約代金（前払金、部分払金等を含む。）の支払額から控除する措置をとることができる。

４　発注者は、受注者が違反行為を行った疑いが認められるとき（次に掲げる場合のいずれかに該当するときをいう。）は、第２０条の規定にかかわらず、第１項各号に掲げる場合に該当しないことが明らかになるまでの間、契約代金の一部（同項に規定する違約金に相当する額の範囲内に限る。）の支払を行わないことができる。

一　この契約に関し違反行為があったとして、公正取引委員会が調査を開始したとき。

二　この契約に関し違反行為があったとして、公正取引委員会が受注者に対し事前通知を行ったとき。

三　この契約に関し違反行為があったとして、公正取引委員会が受注者に対し納付命令又は排除措置命令を行ったとき。

四　この契約に関し違反行為があったとして、公正取引委員会が刑事告発を行ったとき。

五　その他この契約に関し違反行為があったと疑うに足りる相当な理由が認められるとき。

５　発注者は、前項の場合においては、遅延利息の支払を要しない。

６　第２項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げるものではない。

７　発注者は、受注者がこの契約に関し違反行為を行ったと認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。この場合においては、次条第２項の規定は適用しない。

８　第１項及び第２項に規定する誓約には見積説明（違反行為をしてはならない旨の説明をいう。）に対する受注者の承諾その他違反行為をしないことを約束する一切の行為を含むものとする。

第３７条（受注者の解除権）

１　受注者は、発注者が本契約の重要な条項に違反し、その違反により契約物品を納入することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

２　前項の規定により本契約が解除された場合において受注者に損害を及ぼしたときは、受注者は発注者に対してその損害賠償を求めることができる。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

第３８条（不可抗力）

１　天災その他の不可抗力により、納入場所に搬入済みの契約物品に損害を生じたときは、受注者は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面をもって発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び火災保険その他の保険等により填補されるものを除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を書面をもって受注者に通知しなければならない。

３　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、発注者に対して書面をもって契約金額の変更又は損害額の負担を求めることができる。

４　発注者は、前項の規定により受注者から契約金額の変更又は損害額の負担の請求があったときは、当該損害の額（通常妥当と認められる納入場所に搬入済みの契約物品であって第９条、第１５条又は第１６条による調査、検査又はその他の記録等により確認し得るものに係る額に限る。以下この条において「損害額」という。）のうち契約金額の１００分の１を超える額を負担しなければならない。

５　損害額は、次の各号に掲げる損害につき、次に定めるところにより、発注者と受注者とが協議して定める。

納入場所に搬入済みの契約物品に関する損害	損害を受けた契約物品に相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

６　数次にわたる天災その他の不可抗力により損害額が累積した場合における第２次以降の天災その他の不可抗力による契約金額の変更又は損害額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「契約金額の１００分の１を超える額」とあるのは「契約金額の１００分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

７　天災その他の不可抗力によって生じた損害の取片付けに要する費用は、発注者がこれを負担する。この場合において発注者が負担すべき額は、発注者と受注者とが協議して定める。

８　天災その他の不可抗力により契約物品に損害が生じた場合においても、受注者は、発注者が別段の指示をしない限り、本契約の一部又は全部の履行を免除されるものではない。

第３９条（火災保険等）

１　受注者は、あらかじめ自らの費用で第２８条及び前条に定められた損害、損失、又は損傷を填補するために必要な保険を仕様書の定めるところにより、火災保険その他の保険に付さなければならない。

２　受注者は、前項の規定に基づき保険契約を締結したときは、その保険証券の写しを遅滞なく発注者に提出しなければならない。

３　受注者は、この条第１項に基づき自ら付保した保険によっては、この契約に基づき受注者が責任を負うべき損失又は損害を填補することができないと判断した場合には、自らの費用で必要な保険を付保することができる。この場合においては、受注者は、その保険証券の写しを遅滞なく発注者に提出しなければならない。

第４０条（損害賠償の範囲等）

１　発注者又は受注者は、相手方が本契約上の義務に違反したことにより損害を被ったときは、 次項の定めるところにより相手方に対して損害賠償を請求することができる。

２　前項に定める損害賠償の範囲は、通常生ずべき損害とするが、特別の事情により生じた損害であっても、相手方がその事情を予見することができるものにあっては、その範囲に含まれる。なお、損害を被った側が支払を余儀なくされた弁護士、その他の専門家に係る合理的な費用は、当該損害の責めに帰する側の負担とする。

３　履行遅延があった後にこの契約を解除した場合は、第３７条第２項に定める違約金又は契約解除の通知をした日までの第３６条に定める遅延損害金のいずれか多い方を請求することができる。この場合において、発注者に生じた実際の損害額が違約金又は遅延損害金のいずれか多い方を超過するときは、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。又、第３６条に定める履行遅滞の発生にもかかわらず契約解除に至らなかった場合において、発注者に生じた実際の損害額が同条に定める遅延損害金を超過するときは、発注者はその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

４　第３７条第１項によりこの契約の全部又は一部を解除した場合又は第３７条の２第１項によりこの契約の全部を解除した場合において、発注者に生じた実際の損害

額が当該各条第２項の違約金を超過するときは、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

第４１条（相殺）

発注者は、受注者から支払を受けるべき金銭債権があるときは、本契約に定める受注者への金銭債務と対当額で相殺することができる。

第４２条（租税公課）

１　日本国印紙税法により課せられる本契約書の印紙税はすべて受注者がこれを負担する。

２　本契約に関して生ずるその他の租税公課は、日本における租税公課については法律上の納税義務者が負担し、日本国以外の租税公課については発注者は一切の責任を有しない。

第４３条（通知等）

本契約による通知は、正式の記名・押印又は署名した文書でなされるものとし、相手方への着信日をもって通知日とする。ただし、電報（テレックス文書を含む。）、ファクシミリによる文書については、その受信後１０日以内に正式の記名・押印又は署名をした文書が通知又は手交された場合に限り電報又はファクシミリの着信日をもって通知日とする。

第４４条（規則及び指示）

受注者は、本契約の履行に当たっては、発注者の構内又はその他の場所において、発注者の定める規則に従い、又、発注者が必要と認める指示を行った場合には、それに従う。

第４５条（許認可等の取得）

１　受注者は、本契約に定める受注者の義務を履行するために、受注者の費用で関係する国、地方公共団体等の許認可等の取得、届出等必要なすべての手続きを取らなければならない。

２　受注者は、本契約に定める受注者の義務を履行するために、第三者の合意、承認その他の了解が必要な場合には、受注者の費用でそれらを取得しなければならない。

３　発注者が要求した場合、受注者は、前２項の手段が完了したことを証明する文書を発注者に提出しなければならない。

第４６条（法令等の遵守）

受注者は、本契約の履行に当たって関係する国、地方公共団体等の法令、規則、手続き、その他一切の規程を遵守しなければならない。

第４７条（分離解除）

本契約の一部の条項が裁判所又は行政庁の裁定により無効とされた場合は、それによってこの契約の目的を達することができないと発注者が認める場合を除き、当該条項のみを無効とし、契約全体の効力には影響は及ばない。

第４８条（紛争の解決）

１　本契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わない場合、その他本契約に関して発注者と受注者間において紛争が生じ当事者において解決できない場合には、国際商業会議所（以下「会議所」という。）の調停又は仲裁によりその解決を図るものとする。

２　前項の仲裁判断は発注者及び受注者を拘束する。

３　第１項の調停及び仲裁は、大阪市でなされるものとする。

４　受注者は、別途契約で定められている場合を除き、本契約に基づき発注者と受注者間で協議がなされている期間中並びに本契約に基づき紛争の解決が図られている期間中、本契約の履行の全部又は一部を中止してはならない。

第４９条（準拠法令）

本契約に適用され、又、契約解釈の基準となる法令は、日本国の法令とする。

第５０条（本契約の正文）

１　本契約は、発注者及び受注者が記名・押印又は署名した契約文を正文とする。

２　本契約に基づく通知、連絡、協議、資料提供、仲裁手続その他の事項は、文書又は口頭のいずれかを問わず、日本語によるものとする。

第５１条（合意）

本契約書は、仕様書と併せて、契約物品に係る発注者と受注者間のすべての合意及び了解を記載したものであり、本契約締結前における発注者と受注者間の一切の議論、了解及び合意を吸収し、かつ、これらを失効させる。この契約の如何なる変更又は修正も発注者と受注者間の権限ある代表者の記名･押印又は署名ある文書による合意がない限り、発注者と受注者両当事者を拘束するものではない。

第５２（契約外の事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義を生じた事項については必要に応じて発注者と受注者とが協議してこれを定める。

第５３条（見出し）

本契約の各条項の見出しは、この契約の一部とはみなさず、又、この契約の解釈、構成に当たって考慮の対象とはしない。

第５４条（契約の発効）

本契約は、発注者と受注者双方の記名・押印又は署名をもって発効する。

第 ５５ 条（管轄裁判所）

この契約に関する訴えの管轄については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

大阪府泉佐野市泉州空港北１番地
新関西国際空港株式会社
代表取締役社長　安藤　圭一　宛

秘密情報に関する誓約書

貴社が発注を予定する「小型風力発電機（調達）」（以下「本目的」という。）に関して、弊社は、貴社が弊社に開示する情報の取扱いについて、以下の条項について遵守することを誓約します。

（秘密情報）

第１条　弊社は、事前に貴社の同意を得た場合を除き、本目的に関して貴社から開示された情報のうち、貴社から書面により秘密である旨の指定を受け、かつその内容が書面その他の方法で特定されているもの（以下「秘密情報」という。）を第三者に提供又は漏洩せず、また本目的以外に使用いたしません。但し、次の各号の一に該当する場合を除きます。

（１）開示された時に公知であったもの、または開示後公知になったもの。
（２）開示に先立って弊社が知っていたもの。
（３）貴社の秘密情報に依拠せずに弊社が独自に開発したもの。
（４）弊社が第三者から秘密保持義務を負うことなく受領した情報と同一のもの。
（５）法令の定めに基づき開示を強制、又は権限のある官公署によって開示要求されたもの。
（６）本件に基づく業務行為に必要な限りにおいて、自社の役員及び従業員（派遣労働者等を含む。）並びに再委託先その他の取引先等に対し、本誓約書と同等の義務を課した上で開示する場合

（秘密情報の返却）

第２条　弊社は、貴社より要請があった場合、遅滞なく貴社より開示された秘密情報およびその複製物を返却するかまたは廃棄します。

（損害賠償）

第３条　弊社は、自己の責めに帰すべき事由により本秘密情報を漏洩した場合には、貴社に対する損害賠償責任を負い、本秘密情報を記載した書類の回収等の適切な処置を講ずるとともに、本秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう最善をつくすものとします。

（協議解決）

第４条　本誓約に定めのない事項および本誓約の解釈につき疑義を生じた事項については、誠意をもって貴社と協議の上解決を図るものとします。

（専属的合意管轄裁判所）

第５条　本誓約について貴社と訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

平成　　年　　月　　日

住　所

氏　名

【記載例】

新関西国際空港株式会社
代表取締役社長　安藤　圭一　殿

秘密情報に関する誓約書

貴社が発注を予定する「＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊」（以下「本目的」という。）に関して、弊社は、貴社が弊社に開示する情報の取扱いについて、以下の条項について遵守することを誓約します。

（秘密情報）
第１条　弊社は、事前に貴社の同意を得た場合を除き、本目的に関して貴社から開示された情報のうち、貴社から書面により秘密である旨の指定を受け、かつその内容が書面その他の方法で特定されているもの（以下「秘密情報」という。）を第三者に提供又は漏洩せず、また本目的以外に使用いたしません。但し、次の各号の一に該当する場合を除きます。
（１）開示された時に公知であったもの、または開示後公知になったもの。
（２）開示に先立って弊社が知っていたもの。
（３）貴社の秘密情報に依拠せずに弊社が独自に開発したもの。
（４）弊社が第三者から秘密保持義務を負うことなく受領した情報と同一のもの。
（５）法令の定めに基づき開示を強制、又は権限のある官公署によって開示要求されたもの。
（６）本件に基づく業務行為に必要な限りにおいて、自社の役員及び従業員（派遣労働者等を含む。）並びに再委託先その他の取引先等に対し、本誓約書と同等の義務を課した上で開示する場合

（秘密情報の返却）
第２条　弊社は、貴社より要請があった場合、遅滞なく貴社より開示された秘密情報およびその複製物を返却するかまたは廃棄します。

（損害賠償）
第４条　弊社は、自己の責めに帰すべき事由により本秘密情報を漏洩した場合には、貴社に対する損害賠償責任を負い、本秘密情報を記載した書類の回収等の適切な処置を講ずるとともに、本秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう最善をつくすものとします。

（協議解決）
第４条　本誓約に定めのない事項および本誓約の解釈につき疑義を生じた事項については、誠意をもって貴社と協議の上解決を図るものとします。

（専属的合意管轄裁判所）
第５条　本誓約について貴社と訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

会社代表者又はその他契約に関する一切の件（委任状様式２）を委任された方（例：支店長、営業部長等）の印鑑を押印して下さい。

平成＊＊年＊＊月＊＊日

住　所　【所在地】＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
　　【名称】　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
氏　名　【代表者氏名】　代表取締役社長　＊＊＊＊＊＊　㊞